

(10)

秘書課

國立公立學校教員法要綱案

(三三九)

第一章 總則

第一條 (この法律の目的)

この法律は、教員の職務と責任の特例を定め、教員がその身分に關して國家公務員に對する特例を定め、教員がその地位に安んじて專心職務を遂行することができるようになることを目的とする。

第二條 (任用、分限、懲戒及び審査の原則)

すべて教員の任用、分限、懲戒及び審査については、公正でなければならないこと。

第三條 (定義)

この法律において学校とは、國立及び公立の学校をいふこと。

この法律において教員とは、前項の学校の長並に教諭、養護教諭、助教諭、教授、助教授及び助手を含むこと。

この法律において職種及び等級とは、國家公務員法第三九條に規定する職種及び等級をいふこと。

この法律において任用採用昇任及び降任並に轉任とは、國家公務員法第三四條に規定する定義によるものとする。

第二章 任用

第四條 (任用の根本基準)

教員の任用は、その者の教育者たる資格、資質、教員の職務に必要の資格、勤務実績又ける他の能力の實證に基いてこれをすること。

第五條 (採用の方法)

小学校、中学校及び高等学校の教員の採用は、別に法律で定める教員免許狀を有する者の中から任命権者の選考によりこれをすること。

大学の学長以外の教員の採用は、大学の教授会の議に基いて学長が具狀した者についてこれをすること。

大学の学長の採用は、政令の定める基準に従ひ、その大学の定める選挙の方法により選出した者についてこれをすること。

第六條 (昇任の方法)

教員の昇任は、同一の職種に屬する下の等級の在職者から従前の勤務実績に基き、小学校、中学校、及び高等学校の教員については任命権者の選考により、大学の教員については、大学の教授会の議に基き、学長の具狀により、これをすること。

第七條 (欠格條項)

國家公務員法第三十八條各号に掲げるものの

5-3	33
上野	4

外、左、各号。一に該当する者は、教員の職に一定能力を有しないこと。

一、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者
二、別に法律で定めるところにより、教員免許状取上げの処分を受けた者、二年を経過しない者

第八條（任命権者） 教員の任用はすべて任命権者がこれを行うこと。
任命権者は、公立の小学校、中学校及び高等学校の教員については、都道府県監督廳に、國立のこれら各学校の教員については、文部大臣に、大字の教員については、その職種及等級の別に従い、政令の定めるところにより、内閣、内閣総理大臣、文部大臣又は学長に屬すること。

第九條（條件附採用の期間） 政令で定める職種及び等級の教員の採用は、すべて條件附のものとし、その教員がその地位において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、正式のものとするものとする。

條件附採用に關し必要な事項は、政令でこれを定めること。
第十條（休職、復職、退職及び免職） 教員の休職、復職、退職及び免職は、任命権者がこれを執行すること。

第三章 功 過

第十一條（功過の原則） 教員の職務については、その勤務成績が公正に評定され、その結果に基づき、頭功、矯正その他調整の措置が講ぜられなければならないこと。

第十二條（勤務成績表の作成） 第十一條の目的を達成するため任命権者は、教員の職務についてその勤務成績表を作成し、なければならぬこと。

前項の勤務成績表は、これを教員審査委員會の審査の場合の参考に供しなければならぬこと。
勤務成績表の作成に關し必要な事項は、政令でこれを定めること。

第四章 分限

第十三條（欠格による失職） 教員が第七條に規定する欠格條項の一に該当するに至つたときは、當然失職すること。

第十四條（轉任の制限） 教員は、教員審査委員會の審査により、左の各号の基準に従つて、その学校の教員であることの適當性を欠くと認められる場合の外は、その意に反して轉任されることとはないこと。

一 現に勤務する学校や他の教員、學生、生徒、児童その他父兄若しくはその学校の属する地域の住民に対する関係

二 教員配置の適否

第十五條（降任の制限） 教員は、教員審査委員會の審査により、左の各号の基準に従つて、現に属する職種又は等級の教員の職にあることの適當性を欠くと認められる場合の外は、その意に反して、降任されることとはないこと。

一 職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないような心身の故障

二 学力、体力及び教授力

第十六條（休職の制限） 教員は、教員審査委員會の審査により、心身の故障のたゞ長期の休養を要すると認められる場合の外、左の各号の一に該当するでなければ、その意に反して、休職されることとはないこと。

一 懲戒のたゞ教員審査委員會の審査に付される場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

第十六條ノ二（休職の期間） 前條前段の規定による休職の期間は、滿二年とすること。

第十七條（免職の制限） 教員は、教員審査委員會の審査により、左の各号の基準に従つて教員としての適格性を欠くと認められる場合の外は、その意に反して、免職されることとはないこと。

一 職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないような心身の故障

二 学力、体力及び教授力

三 勤惰及び品行

第五章 懲戒

第十八條（懲戒の場合） 教員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は譴責の処分をすることができると。

- 一 この法律又は、この法律に基いて発する政令に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 教育者たるにふさわしくない非行のあった場合

第十九條（懲戒権者） 懲戒処分は、任命権者が、これを行うこと。

懲戒権者は、懲戒処分を行うに当っては、必ず教員審査委員会の審査を経、その結果に基いてこれを行わなければならないこと。

大学の教員会は、教員に前條各号に定める事由がありと認めるときは、その事由を、証拠具え、書面をもって、懲戒権者に申出ること（できること）。

第六章 服務

第二十條（服務の原則） すべての教員は、国民全体に奉仕すべき教育者たるの自覚のもとに、被教育者の人格の完成を期して教育に当り、以て公共の利益のために勤務しなければならないのであって、その職務の遂行に當っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこと。

第二十一條（教育上の義務） 教員は、不当な支配に服することなく、法令の趣旨に則り、創意と工夫により、且つ中正を失わず、誠実に教育に當らなければならないこと。

第二十二條（研修の義務） 教員は、常に教育の目的を達成するために、研究と修養に努めなければならないのであって、このため政令の定めるところにより、現職のまゝ、一層精進な教育を受ける機会が與えられること。

第七章 教員審査委員会

第二十三條（目的） 教員審査委員会は、教員の任命権者が教員の勤務実績に應じた適當な措置をとることができ、また、教員の勤務成績、適格性並に分限及び懲戒に關する事項を審査することと目的とする。

第二十四條（種類） 教員審査委員会は、これを分けて都道府縣教員審査委員会、大学教員審査委員会及び中央教員審査委員会とすること。

第二十五條（設置者及び任務） 都道府縣教員審査委員会は、都道府縣監督が設け、都道府縣内の小學校、中學校及び高等學校の教員を審査すること。
大学教員審査委員会は、学長が設け、その大学の教員を審査すること。但し、教員の学部を置、大学では各学部別に設け、その学部の教員を審査することが出来ること。
中央教員審査委員会は、又都庁が設け、都道府縣教員

審査委員会又は大学教員審査委員会が審査の結果に基づいて左記した如くについて再審査を請ふがあつた教員を審査すること。

第二十六條（組織） 教員審査委員会は政令で定める人数の委員を、専門委員としてこれを組織すること。

単位委員の選定によつて、委員を定めること。

都道府縣教員審査委員会の常任委員は、左記各号に掲げる者の中から都道府縣監督が任命又は委嘱すること。但し、第二号の審については、政令で定めるところにより選出した者について、これを行ふなければならぬこと。

- 一 都道府縣教育行政職員
 - 二 都道府縣内の小學校、中學校及び高等学校教員
 - 三 その他、学識経験者
- 都道府縣教員審査委員会が専門委員は、学識経験者の中から

都道府縣監督廳任命又は奉嘱すること。

大学教員審査委員会が中選任委員は、その大学の教員の互選した者、専門委員は、その大学が、授会決議により選任した者について、大学長が任命又は奉嘱すること。

中央教員審査委員会が中選任委員は、その各号に掲げる者の中から文部大臣が任命又は奉嘱すること。

一 行政職員

二 教員

三 その他学識経験者

中央教員審査委員会が専門委員は、学識経験者の中から文部大臣が任命又は奉嘱すること。

第二十七條（委員の任期） 教員審査委員会が委員長、中選任委員及び専門委員の任期は、二年とすること。但し、増強を妨げないこと。

第二十八條（審査の場合） 教員は、教員に採用された後

七年毎に、教員審査委員会が審査を受けること。

教員は、その任期満了にあつて第十四條をいふ第十四條及び第十五條に掲げる事由があると認めるときは、前項の審査の外、臨時に教員審査委員会が審査を受けること。

第二十九條（再審査） 請願が都道府縣教員審査委員会又は大学教員審査委員会に提出された結果に於て附された降任又は免職の処分が著しく不当であると認めるときは、教員は、処分説明書の受領後三十日以内に、当該審査委員会に再審査を請求すること。

第三十條（その他事項） この法律で定めるものの外、教員審査委員会に關し必要と事項は、政令でこれを定めること。

第八章 雑則

第三十一條（新設の大学の教員の任用） 新に設置された大学の学長以外の教員は、その大学の学長の具申した者について文部大臣がこれを任命すること。

前項の大学の学長は、文部大臣がこれを任命すること。

第三十二條（特殊教育を行う学校及び幼稚園の教員） この法律
でいう小学校、中学校及び高等学校には、盲学校、聾学校
及び養護学校の小学部、中学部及び高等部をそれぞれ含む
ものとすること。

この法律でいう小学校には、幼稚園並びに盲学校、聾学
校及び養護学校の幼稚部を含むものとすること。

第三十三條（教員以外の職業を行う者） 学校教育法に定めらるる国
立、公立の学校において、この法律に定めらるる教員がなかつた授業
を行う者については、政令で定めるところにより、この法律の規定を
準用することができること。

第三十四條（国家公務員法の適用） この法律において別段の
定めなしの場合を除く外は、国家公務員法の規定は、こ
れを教員に適用すること。

附 則

第一條（施行期日） この法律施行の期日は、政令でこれを定
めること。

第二條（廃止する法律）

第三條（任用の資格條項の特例） 第七條の欠格條項の一に該当
する者があつて、この法律施行のとき現に教員の職に留ま
るることのできるものとする。 ある者については、この法律施行の日より一年間
は、その職に

第四條（従前の規定による学校の教員） 従前の規定による大学
の教員は、第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、この法
律に定めらるる大学の教員の例に従い、この法律の規定を適用すること。

従前の規定による専門学校、高等学校及び教員養成
校、師範学校、教員に、第三條第一項及び第二項の規定にかかわ
らず、この法律に定めらるる高等学校、教員に、この法律の



規定と適用すること。但し、中八條の適用については、公立のこれらの学校の教員は、国立の学校の教員の例によることとし、中二十四條、及び中二十六條の適用については、別に文部大臣が中二十六條中六項の例に準じて設ける教員審査委員会のこと。

従前の規定による中等学校及び小中学校の教員には、中三條中一項及び中二項の規定にかかわらず、この法律に定めらる高等学校の教員の例に従い、この法律の規定を適用すること。
第五條（在任七年以上の者の審査） この法律施行のとき、教員に採用された後七年以上の者は、中二十八條の適用については、教員に採用された後七年の者とみなすこと。

第六條（都道府縣監督廳） この法律において、都道府縣監督廳とは、その間の、都道府縣知事とすること。